

村山市立学校の教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画

令和8年4月

村山市教育委員会

目 次

	ページ
1 計画の趣旨及び本市の現状	3
2 目標	4
3 計画の期間	4
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1 計画の趣旨及び本市の現状

(1)計画の趣旨

本市では第3次村山市教育振興基本計画の中で、基本目標を「魅力あるわがまち『村山』を愛し、未来の創り手として輝き続ける人づくり」と定めている。

また、基本目標をより具現化したものとして、次の三つの目指す人間像を掲げている。

【自立】 自分で考え、判断し、行動できる人間

自分の現状を正確に把握し、生涯にわたって質の高い学びを重ね、夢と志を持ち、生きがいを見つけ、健康で幸せに暮らすことができる人

【共生】 多様性を認め、人、社会と良好な関係を築ける人間

多様な人々との関わりの中で共感し、人間ならではの感性、創造性を発揮しつつ、自らの可能性を高めながら、よりよい人生、よりよい社会を創り出していくことができる人

【参画】 地域や社会に愛着をもち、自分ができることを考える人間

生まれ育った「村山」を愛し、社会の一員として多様な幸福の実現のために行動し、力を尽くそうとする人

目指す人間像を実現するためには、義務教育段階における教育環境を計画的に整備し、本市の市立小中学校、義務教育学校に勤務する全ての教職員がこれまで以上に生き生きと働くことができる環境を構築することが求められる。

本計画は、その一助をなすものである。

(2)本市の現状

- 本市では、山形県教育委員会が示した「山形県公立学校における働き方改革プラン」を参酌し、教育職員の在校等時間の管理及び縮減に取り組んできた。また、市校長会と連携し、要望に合った設備の設置(留守番電話の設置)等を進めてきた。

- こうした取組の結果、令和6年度の本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合(平均)	月80時間を 上回る割合(平均)
小学校	月 28.5 時間	24.2%	0.0%
中学校	月 39.2 時間	34.9%	0.0%

○小学校では、時間外在校等時間が45時間を上回る割合が24.2%となっており、校務分掌と授業準備に時間を費やしている状況である。特に各校とも4月に時間外在校等時間が長い傾向にあり、年度当初の組織作りに時間がかかっている。

○中学校では、時間外在校等時間が45時間を上回る割合が34.9%となっており、校務分掌と部活動指導に時間を費やしている状況である。

○小・中学校に共通していることとして、月毎の時間外在校等時間から、4月、9月、10月に時間外在校等時間が多くなる傾向がある。4月は校務分掌や年度初めの業務、9月、10月は運動会や学習発表会、部活動等で増加している傾向にある。

こうした現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ①1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ②1年間の時間外在校等時間合計が360時間以下の割合を100%にする。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ①教育職員がまとまった日数、年次有給休暇を計画的に取得できるよう校長会と連携して取り組む。
- ②教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

○保護者や地域に方に「学校と教師の業務の3分類」(別添資料)をPTA 総会等で紹介し、学校の教育活動への理解と協力を得られるよう啓蒙を行う。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務 5項目

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係))

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、定期的な登下校指導については勤務時間の割り振りを行い、適切な勤務状態を作る。日常的な見守り活動については、学校運営協議会や交通安全協会等(見守りたい、育成会)と連携し、対応する。教育委員会として、交通量の多い楯岡小学区に1名、楯岡中学区に2名の交通指導業務員を配置する。

(楯岡小学区には、4月当初3名配置)

- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応(「3分類」②関係)
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、地域等が行う見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)
 - ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化を検討する。村山市内小中学校の統合や国の施策を視野に検討を進める。
- ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整(「3分類」④関係)
 - ・ 令和8年度から村山市内各小中学校に学校運営協議会が設置され、より学校と地域、保護者が連携する場が設けられる。今後、学校統合を見据え、地域の人材や教育材との関わりを生かすため、統合後の学校に地域学校協働活動専門員を配置することを検討する。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)
 - ・ 首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口の設置を検討するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制構築を検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務 8項目

- ◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)
 - ・ 教育委員会が内容の精査を行うことで、学校へ発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・ 学校事務体制の強化のため、引き続き事務連携・共同を実施する。
- ◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)
- ◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧関係)
 - ・ ⑦⑧については、HPの公開について、外部委託も視野に入れ、HP作成についてもICT支援できるよう検討する。
- ◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)
- ◆校舎の開錠・施錠(「3分類」⑩関係)
 - ・ 校舎の開錠・施錠、学校のプール管理については、用務業務員がすべきことと、使用前に教員がすべきことを明確にする。また、市職員採用要件に学校施設の安全点検の項目を入れ、任用を行うよう調整する。

- ◆児童生徒の休み時間における安全への配慮(「3分類」⑪関係)
 - ・各学校実情に応じ、教職員が輪番制をとったり、学校運営協議会等で協力を要請したりするよう助言する。
- ◆校内清掃(「3分類」⑫関係)
 - ・各校の日程(週時程)の中で、回数や範囲の合理化を行うよう助言する。
- ◆部活動(「3分類」⑬関係)
 - ・令和8年度から休日の部活動の地域展開を実施する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、指導者人材の確保に努める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務 4項目

- ◆給食の時間における対応(「3分類」⑭関係)
 - ・食育指導や食事のマナーなど、栄養教諭が各学校を巡回し、指導していく。日常の給食指導については、発達段階やアレルギー食対応など教員が見守りながら指導したり、学年で輪番制をとったり、ボランティアの方の協力を要請するなど安全な給食に努めるよう指導する。
- ◆授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)
 - ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
 - ・校務支援システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)
 - ・通例となっている学校行事について、児童生徒への教育効果と教職員の負担について確認し、精選を進めるよう指導する。また、PTA や地域協力団体と連携して実施するなど各校実情に合わせて検討を行う。
- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑱関係)
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・学習サポーター、特別支援教育補助員を各校に配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学びを保障する。また、学習サポーター、特別支援教育補助員研修会を実施し、支援方法や教職員との連携について理解を深める。
 - ・市教育支援センター「ひまわり」の環境(人的・物的)を整備し、学校になかなか足の向かない子の学びを保障するとともに、該当校と連携を取り、段階的に集団生活を送れるよう支援する。

(2)学校における措置の推進

学校においては、以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 令和7年度より年次計画に基づいた勤務時間外の留守番電話機能を設置していく。(令和7年度楯岡小、令和8年度楯岡中、葉山中設置予定)

(3)教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇については、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・ 早出遅出勤務制度、テレワークの導入について、実現に向けた検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。(SSWC 等)
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入しているタイムカードで記録し、月毎に各校教職員の勤務状況を把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を検討するなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。